

よりよい介護サービスの提供のために

# 介護現場における ハラスメントの防止 について



よりよい  
関係で  
いるために



介護サービスの利用者が増加する中で、一部の利用者やご家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメントが少なからず発生しています。

このような行為を防止することは、介護職員が安心して働くことができる環境をつくるだけでなく、利用者の皆さまに、よりよいサービスを継続して利用していただけることにもつながります。ご理解とご協力をお願いいたします。



YAMANASHI

山梨県

# STOP! ハラスメント!



## 介護サービスの利用者や そのご家族のみなさまへのお願い



次のような行為は、介護職員の心身に影響を及ぼすばかりでなく、離職につながることもあり、利用者ご自身のサービスの提供にも支障をきたすことになりかねません。利用者やご家族と事業者の信頼関係があつてこそ、よりよいサービスの提供が可能となります。

介護職員が安心して働くことができる環境づくりに、ご理解とご協力をお願いします。

1

### 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例

- コップを投げつける
- 蹴る
- 唾を吐く



2

### 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例

- 大声を発する
- 怒鳴る
- 特定の職員にいやがらせをする
- 「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する



3

### セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例

- 必要もなく手や腕を触る
- 抱きしめる
- 入浴介助中、あからさまに性的な話をする



以下の言動は、「ハラスメント」としてではなく、別の対応が必要となります。

- 認知症等の病気または障害の症状として現われた言動 (BPSD※等)

※BPSDとは、認知症の行動症状(暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等)・心理症状(抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等)のこと

- 利用料金の滞納
- 苦情の申立て

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル 令和4(2022)年3月改訂より」

※認知症等の病気または障害の症状として現れた言動や行動 (BPSD 等) については、よりよいケアにつながるよう、介護サービス事業所や介護施設がケアマネジャー、主治医等関係機関と相談して対応していきます。

